

「代行部分の将来返上」・「代行資産の一部前納」を実施します

～第 43 回理事会・第 36 回代議員会（臨時）のご報告～

当厚生年金基金は、5 月 30 日（土）に第 43 回理事会・第 36 回代議員会（臨時）を開催、来年予定している解散に先立ち、「代行部分の将来返上」（将来返上）と「代行資産の一部前納」（前納）を行うことにつき承認がされました。

事業主・加入員の皆様、関係組合の皆様には、これらの手続きに法令上必要な「同意書」のご提出について、お忙しい中多大なるご協力を賜りました。誠にありがとうございます。

現在、厚生労働省に将来返上・前納について、それぞれ認可申請等の手続きを行っております（7 月に将来返上認可・前納予定）。

<第 43 回理事会の承認議案>

議案第 1 号 第 9 期の新体制について

議案第 2 号 「代行部分の将来返上」と「代行資産の一部前納」について

<第 36 回代議員会の承認議案>

議案第 1 号 「代行部分の将来返上」と「代行資産の一部前納」について

○将来返上に伴い、当基金の掛金及び事務上の取扱いに一部変更が生じますので、事業主・加入員の皆様には今後基金よりお知らせする情報にご注意いただきますようお願いいたします。

○受給者・受給待期者（将来受給予定となっている方）に関しては、将来返上等による特段の影響はございません。

将来返上・前納に関しては、次ページ以降をご覧ください。

以 上

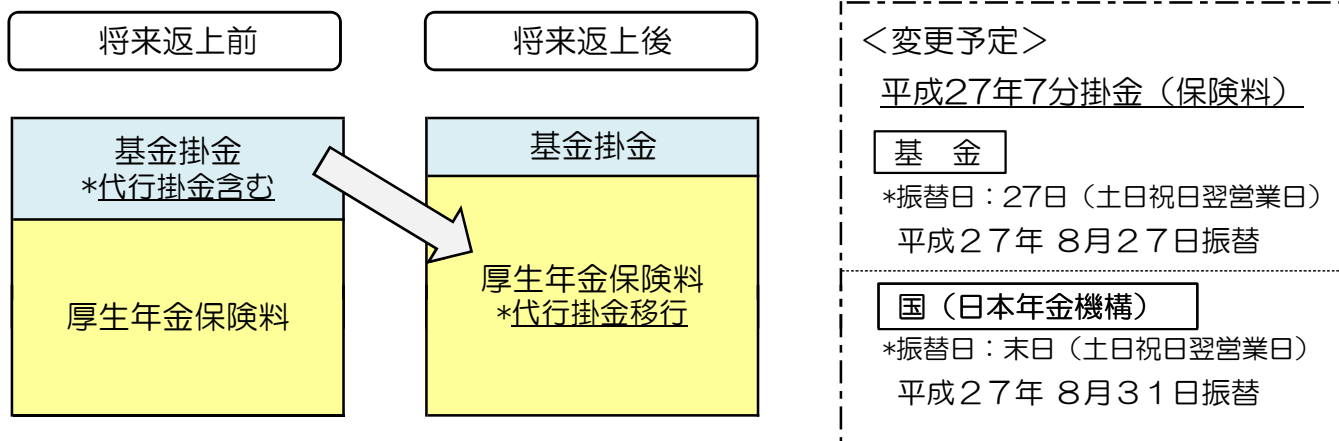
# 代行部分の将来返上について

将来返上とは、認可を受けた後の期間についての代行部分に係る給付（老齢厚生年金）の支給義務を国に返すことをいいます。

このことから、代行部分の給付に必要な厚生年金保険料を国から預からないこととなります。  
掛金の納付先、年金の支払者の変更であり、事業主・加入員・年金受給権者への不利益はありません。

## 1. 将来返上後の基金掛金と厚生年金保険料

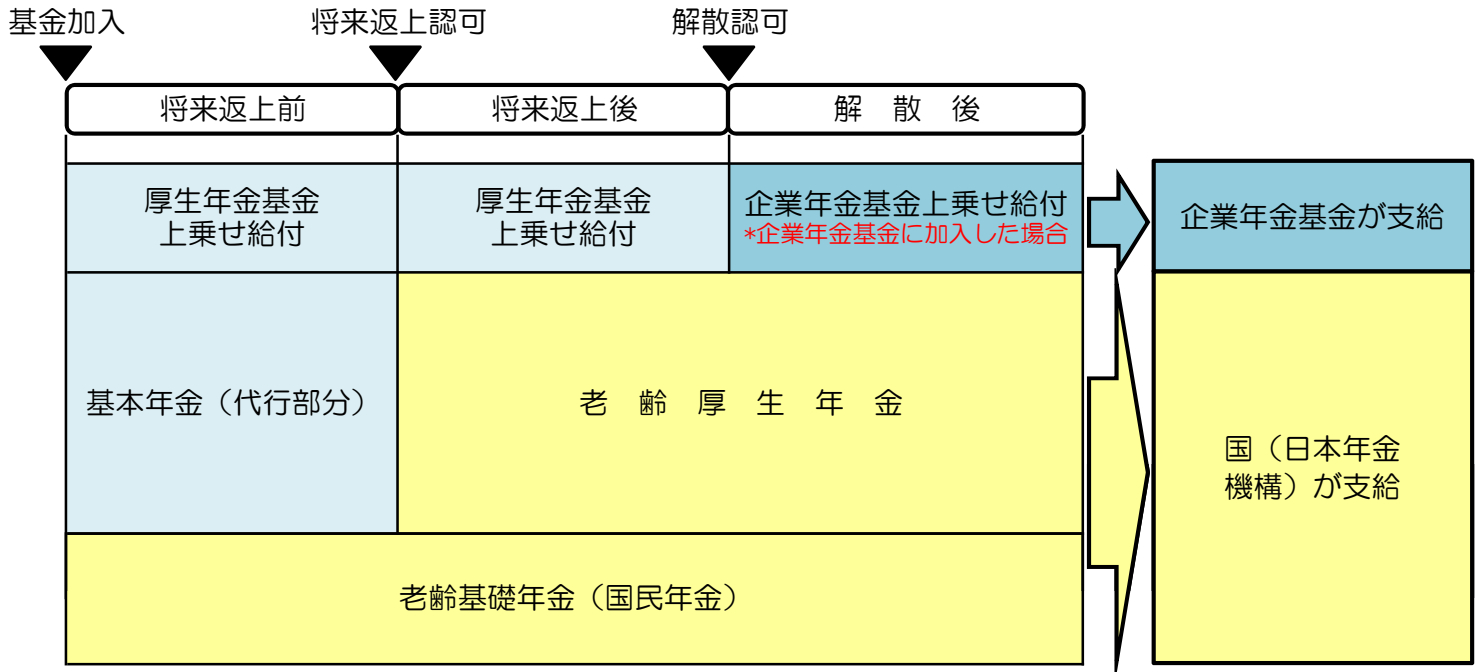
- ◇将来返上の認可を受けた月分から、基金の掛金のうち国から預かっていた代行部分の掛金は、国へ納めることとなります。  
 （国へ納める厚生年金保険料は、基金に加入していない厚生年金保険適用事業所本来のものとなります。）
- ◇将来返上に伴う掛金（保険料）納付先変更について、事業所から届出る必要はありません。
- ◇基金独自の掛金のみ、引き続き基金へ納めていただきますので、基金への各種届出は、従来どおり必要です。



		基 金	国（日本年金機構）	適用（基金分）
将来返上前	給与	掛金率 5.2% ①～④ <掛金内訳> ①基本標準掛金(代行掛金) 3.8% ②基本特別掛金 0.3% ③加算標準掛金 0.9% ④事務費掛金 0.2%	⑤保険料率 13.674%	7/27 振替 (6月分) まで
	賞与	掛金率 4.1% ①・② <掛金内訳> ①基本標準掛金(代行掛金) 3.8% ②基本特別掛金 0.3%		
将来返上後	給与	掛金率 1.4% ②～④ <掛金内訳> ②基本特別掛金 0.3% ③加算標準掛金 0.9% ④事務費掛金 0.2%	⑤+①保険料率 17.474%	8/27 振替 (7月分) から
	賞与	掛金率 0.3% ② <掛金内訳> ②基本特別掛金 0.3%		

## 2. 将来返上後の年金支給

- ◇将来返上後から解散までの間に資格喪失をし、基本年金の受給権を取得・額改定をする人が対象となります。  
※年金支払者の計算対象期間の変更であり、受ける年金額に影響はありません。
- ◇将来返上の認可を受けた月以降の期間の代行部分の給付は、国が老齢厚生年金として支給します。
- ◇基金の独自給付（基本年金プラスアルファ部分、加算部分）は、解散まで引き続き基金が支給します。



\*基本年金のプラスアルファ部分は、解散による廃止。（平均年額約3千円程度）

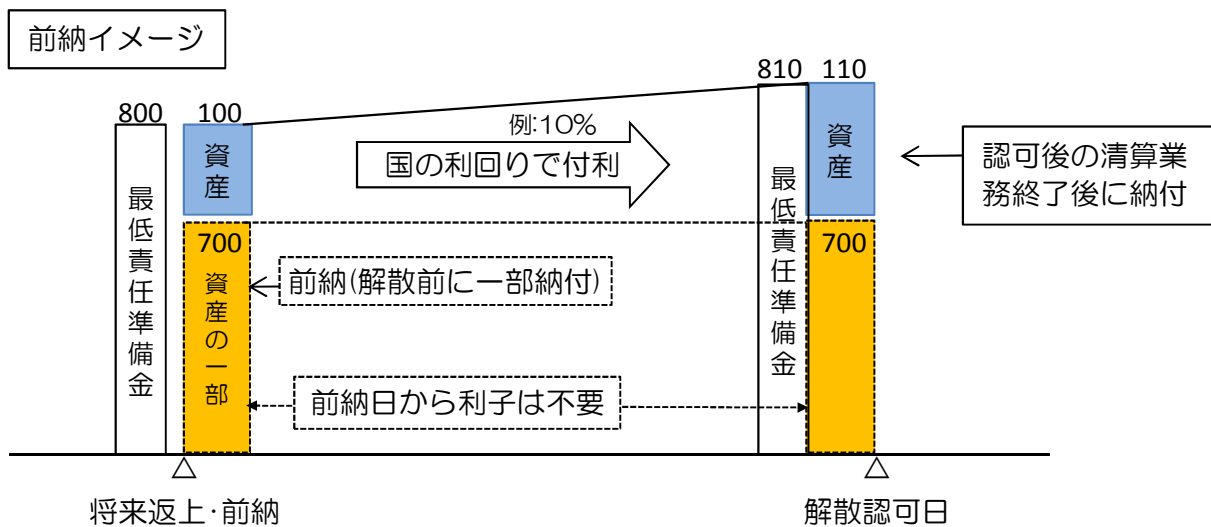
## 3. 解散後の年金支給（ご参考）

- ◇解散後の代行部分の年金は、国が引き継いで支給いたしますので、原則全額保証されます。  
（注）国の老齢厚生年金の支給要件が適用されます。  
・加入期間、・在職老齢の支給調整、・雇用保険の支給調整
- ◇基本年金のプラスアルファ部分は、廃止となります。
- ◇加算部分は、事業所が後継制度である企業年金基金に加入した場合は、企業年金基金が全額引き継いで支給しますが、加入しない場合は廃止となります。（基金解散による）

## 代行資産の前納（前納を行う場合は代行部分の将来返上の認可後）

将来分代行返上の認可を受けた後、解散の認可前に代行資産（最低責任準備金）の範囲で積立金を国に納付することが可能となりました。

将来返上後は、代行部分の保険料収入がなくなり、一方で給付は代行部分と基金の加算部分に対応する額の支出があることを考慮し、資産が不足しないようにすることが重要です。



代行資産を前納することの

メリット

- ・ 解散時財政予測がたてやすくなる
- ・ 代行資産の金利が付かない
- ・ 資産運用リスクの低減

デメリット

- ・ 規模による資産運用の収益確保の機会減少